

令和8年度 低生産量新規化学物質の製造・輸入申出に係る日程について (お知らせ)

令和7年10月17日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「法」。）第5条第4項に規定する低生産量新規化学物質の製造・輸入の確認を受ける場合は、必ず受付期間内に申出書類を提出いただく必要があります。

この際、低生産量新規化学物質としての判定を受けた年度にかかわらず、どの受付期間でも、以下①～③のいずれかの方法により申出を行うことができます（ただし、法第3条第1項の届出に係る新規化学物質の判定通知を受領した日と同月内に確認申出を行う場合は、基本的に書面による申出の受付とし、判定通知の提出は不要です。）。

① 電子申出 【e-Govを通じたオンライン申請】

② 光ディスクによる申出【郵送（送付先：経済産業省）】

③ 書面による申出 【郵送（送付先：経済産業省）】

令和8年度における申出書類の受付日程について、次のとおりお知らせします。

1. 申出書類の受付日程について

申出方法によって申出書類の受付期間が異なります。また、令和8年度は本制度における事務手続きを実施している経済産業省にて、デジタル庁が提供するガバメント・ソリューション・サービスへの基盤システムの切替え（GSS移行）並びに、GSS移行に伴う内部システムの改修及び移行を行うため、令和8年6月から令和8年7月にかけて、本制度の手続きに関するシステムを停止する予定です。そのため、当該期間中は電子での受付や本制度の事務手続き（確認（不確認）の通知等）も停止させる必要があるため、例年と日程が異なりますので、ご注意ください。令和8年8月以降（第4回以降）の日程は、日程が決定次第、令和8年6月中に御連絡します。

	申出書類の受付期間※1	
	電子	令和8年2月17日（火）～ 2月25日（水）
第1回	光ディスク／書面	令和8年2月17日（火）～ 2月20日（金）

第2回	令和8年4月16日（木）～4月22日（水）
第3回	令和8年5月14日（木）～5月20日（水） ◎第3回では、令和8年4月3日付けで提出された法第3条第1項に基づく 届出に係る申出（提出方法：書面）のみを受付の対象とします。
システム停止 令和8年6月～7月中（予定）	
第4回※ ²	令和8年6月中※ ³ ※光ディスク・書面のみ
第5回※ ²	令和8年7月中※ ³
第6回※ ²	令和8年8月中
第7回※ ²	令和8年10月中
第8回※ ²	令和8年11月中
第9回※ ²	令和8年12月中
第10回※ ²	令和9年1月中

※1 確認通知書の発送は、受付期間の終了日から概ね1カ月後を予定しています。

※2 システムの改修及び移行状況によって日程が変動しますので、令和8年6月中を目途に改めて経済産業省 HP にて御連絡いたします。

※3 第4回及び第5回については、システムの改修及び移行状況によっては、受付期間を統合する可能性がございます。

2. 注意事項

（1）新たに電子申出を開始する際には、事前に「申出者コード」の取得手続きを行ってください。

- 電子申出には、「申出者コード」（5桁の ID）が必要となります。電子申出を初めて行う際には、事前に電子情報処理組織使用開始申出書（様式第15）を提出してください。
- 様式第15は、随時受け付けていますが、受付締切日を設けております。具体的な日程（※¹）や手続き方法は、以下のホームページから確認してください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_shoryo_denshi_index.html

（※1）第1回に向けた様式第15の提出期限は令和7年12月9日（火）です（申出者コードの到達見込みは令和8年1月9日（金）頃の予定です。）。

- 申出者コードは法人に対して付与されるもので、基本的に一度取得したら更新の必要はなく、以降の電子申出でも引き続き使用できます（途中、連絡担当者が変更になっても、申出者コードは変わらず使用できます。）。また、少量新規化学物質の製造・輸入に

係る電子申出、中間物等の製造・輸入実績に係る電子報告においても、同じ申出者コードを使用できます。

(2) システムの移行後（第4回以降）は、「申出者コード」が使用できなくなります。

「申出者コード」の代わりに、「GビズID」を採用しますので、令和8年7月までに「GビズID」の取得手続を行ってください。

- 「GビズID」には種類があり、本制度で使用いただけるのは、「GビズIDプライム」または「GビズIDメンバー」の2つのみとなります。既に「GビズIDプライム」のアカウントを作成済みの事業者様におかれましては、「GビズIDメンバー」のアカウントは、「GビズIDプライム」のアカウントの権限により、即日の作成が可能です。一方で、「GビズIDプライム」のアカウントを未作成の場合は、デジタル庁の審査が必要となり、即日のアカウント作成ができませんので、早めの申請を推奨いたします。詳しくは、下記のデジタル庁「GビズID」のページをご参照ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

- なお、「申出者コード」の廃止と「GビズID」の取得については、令和7年3月に下記のとおり周知しているものとなりますので、適宜ご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/gbizoshirase_2024fy.pdf

(3) 申出書は、受付期間が到来したらすぐに提出できるよう、事前の準備をお願いします。

- 電子申出において、申出書類を送信しようとした際に不慮の通信トラブルに見舞われ、締切直前であったために受理できなかったケース等もありますので、電子申出は、受付締切日の1～2日前までに行ってくださいことをお勧めします。
- 光ディスクによる申出及び書面による申出については、簡易書留又は書留での郵送（受付締切日の消印有効）にて、お早めに提出いただくようお願いします。

(4) 新規化学物質の製造・輸入は、原則として、確認通知書を受領してから可能となります。

- ただし、第1回のみ、令和8年4月1日以降に製造・輸入を開始してください。

(5) 電子申出に当たり、必ず、最新バージョン（ver7.03）の申出システムを利用して申出書を作成してください。

- 旧バージョン（ver7.02以前）による申出書を受け付けることはできません。申出システムについては、以下のホームページを参照してください。

○経済産業省「申出システム」のページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/offersystem_ver7-0.html

3. 参考資料

低生産量新規化学物質の製造・輸入申出に係る手続の詳細は、以下のホームページを参照してください。

○経済産業省「低生産量新規化学物質の申出」のページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_teiseisan.html

4. 翌年度の受付日程の公表時期について

令和8年度8月以降の低生産量新規化学物質の製造・輸入申出等に係る日程についてのお知らせは、令和8年6月中を目途に公表する予定です。

令和9年度の低生産量新規化学物質の製造・輸入申出等に係る日程についてのお知らせは、令和8年10月中を目途に公表する予定です。

5. お問い合わせ先

御不明な点等につきましては、以下にお問い合わせください。

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

(電話) 03-5253-1111 (内線 2428)

経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室

(お問合せ専用メールアドレス)

bzl-shoryoshinki-system@meti.go.jp

※電子メールの件名は『低生産量新規申出に関する問合せ(***株式会社)』(注：括弧内にはお問合せ者の会社名等を記載)としてください。

また、本文には、質問内容に加え、お問合せされる方の会社名・所属・氏名、電話番号、連絡希望時間帯(問合せ日を含め3営業日以内でお電話が受け取れる時間帯)を必ず記載してください。

(電話) 03-3501-0605

環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

(電話) 03-5521-8253

■ 用途分類、構造式ファイル(MOL ファイル)の作成方法に関するお問合せ

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)化学物質管理センター

(お問い合わせ)

<https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kashinrenraku.html>

○構造式ファイルについて

※「少量新規申出に関するお問い合わせ」から必要事項を入力してください。

○用途分類について

※「一般問合せに関するお問い合わせ」から必要事項を入力してください。